

「第4回 東京都特別支援学校 アートプロジェクト展」 募集要項

東京都教育委員会

1 開催期間

平成30年12月5日（水）から同月19日（水）まで（15日間）

2 会場

伊藤忠青山アートスクエア

〒107-0061 東京都港区北青山 2-3-1 Itochu Garden B 1 F TEL 03-5772-2913

3 応募資格

都内特別支援学校に在籍している児童・生徒（都外に所在する都立、区立特別支援学校を含む）

※ 特別支援学校からの応募は、各学校で取りまとめて応募する。

なお、個人による応募も可能とする。

4 応募規定

(1) 展示形式及び規格制限

展示形式	作品例	規格制限	
壁面に展示する形式のもの	平面作品 (絵画、版画、コラージュ、デザイン等)	大きさ	縦61×横61cm以内、厚み50cm以内に収まっていれば、どのようなサイズでも可とする。なお、額と一体となっている作品については、額の外形のサイズが上記の規格以内のものとする。 例：F12号キャンバス 50×60.6cm 四つ切画用紙 39.2×54.2cm A2サイズ 42×59.4cm B3サイズ 36.4×51.5cm
	半立体作品 (彫刻、工芸、工作等)	材料等	絵具、紙、プラスチック、粘土、陶、木その他の素材等、どのようなものでも可とする。
	写真 (単写真、組写真)	大きさ	額のない状態で縦61cm×横61cm以内に収まっていれば、どのようなサイズでも可とする。何枚かの写真による組写真の場合は、全体のサイズが上記の規格以内のものとする。
		形式等	カラー、モノクロのどちらでも可とする。また、コラージュ等の画像加工を使用しても可とする。
	書 (毛筆、硬筆、色紙、絵手紙等)	大きさ	縦61cm×横61cm以内、又は、半切サイズ136×35cm(4.5cm×1.15尺)であれば、どのようなサイズでも可とする。縦横自由とする。

		材料等	紙に墨等で文字を書いた表現を中心としたものとする。その他の材料を併せて使用しても可とする。
展示用の台に置いて展示する形式のもの	立体作品 (彫刻、工芸、工作等) 台に展示するか、床に置いて展示するかは、作品の大きさ等に基づいて、主催者が出品者と相談の上判断する。	大きさ	縦・横・高さの合計が 120cm 以内であれば、どのようなサイズでも可とする。基本的に自立するものとするが、支えが必要な場合は、支えを含め、実際に展示したときの全体サイズが、上記の規格以内とする。
床に置いて展示する形式のもの		材料等	絵具、紙、プラスチック、粘土、陶、木その他の素材等、どのようなものでも可とする。

※ 展示作品は、応募された全ての作品の中から所定の審査を通過した作品とする。

※ 全ての作品について、展示期間中の継続した展示が可能な堅<sup>ろう</sup>さをもち、来場者が仮に触れた場合に危険であると判断されるような材料・形状ではないものとする。

※ 作品の形状、重量又は額装や表装、掛け紐や金具の取付けの可否などにより、展示が著しく困難な作品は審査対象外とする。

※ 作品の作成においては、著作権等の知的財産権や、肖像権等の人格権や個人情報への配慮については十分に注意すること。

※ 作品は今年度制作されたものに限らず過去に制作したものでもよい(就学前の作品は含まない)。

## (2) 応募点数

児童・生徒一人が応募できる点数は、一点とする。

## 5 応募手続等

### (1) 応募先

東京都教育庁指導部特別支援教育指導課 アートプロジェクト展 担当宛  
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第一本庁舎北棟 38 階

### (2) 応募方法

ア 出品申込書は、学校からの応募の場合は「出品申込書」(様式 1) を、個人での応募の場合は「出品申込書」(様式 2) を使用し、応募先に郵送又は交換便等で提出する。

イ 応募者は、出品申込書に 2 L 版で現像した作品の写真を添付する。

### (3) 応募締切日

平成 30 年 9 月 3 日 (月) 【事務局への必着】

### (4) 出品申込書の返却

提出された出品申込書及び写真は返却しない。

## 6 作品の審査

第一次審査及び第二次審査を行う。

### (1) 第一次審査

出品申込書に添付された「作品を撮影した写真」に基づいて審査する。

第一次審査の結果については、応募方法により当該校又は個人へ事務局から平成 30 年 9 月中旬頃に連絡する。

### (2) 第二次審査

第一次審査を通過した作品の「実物」を実際に見て審査する。

第二次審査の結果については、応募方法により当該校又は個人へ事務局から平成 30 年 10 月上旬頃に連絡する。

### (3) 審査規準

審査規準は「人を惹きつけ、未来につながる力強さや繊細な表現」とする。

また、第一次審査、第二次審査ともに、東京芸術大学の教授・助教等と東京都教育委員会事務局が審査員として参加する。

## 7 出品上の注意

### (1) 第一次審査

第一次審査に応募する作品については、額装や表装等を行わずに写真を撮影し、出品申込書に添付する。

### (2) 第二次審査

ア 第一次審査通過作品の審査会場への郵送及び搬入方法等については、事務局から第二次審査対象者に別途指示をする。

イ 第二次審査に応募する作品については、額装や表装等を行った作品を応募することができる。その際、額装や表装等に係る費用については学校若しくは自己負担とする。

なお、展示の際に事務局が予算の範囲内で額を準備し、額装や軸装を行うことがある。この場合、作品返却の際には、事務局で額装した状態で返却することを原則とする。

ウ 第二次審査に応募する作品のうち、審査の際に組立てが必要な作品については、完成後の写真及び組立て説明図等を必ず添付すること。

## 8 第二次審査通過作品の搬入・搬出及び展示

作品の搬入・搬出及び展示は、主催者が行う。

## 9 第二次審査応募作品の返却

第二次審査で通過した作品のみ、原則として平成 31 年度末まで主催者が管理する。それ以外の作品は、平成 30 年度末までに事務局から応募者へ返却する。

## 10 その他

(1) 主催者は、作品の保管については、万全の注意をもって取り扱うが、故意あるいは重過失があった場合を除き、不可抗力による作品の損傷に対しては、主催者はその責任を負わない。

(2) 本アートプロジェクト展に係る個人情報等の取扱いについては、出品申込書の提出をもって、下記 3 点の事項に同意したものとみなす。

ア 個人情報とは、本アートプロジェクト展及び主催者側が今後実施するアートキャラバン展事業、特別支援学校の芸術教育推進事業及び障害者理解啓発に寄与する事業の目的に限り使用される。

なお「児童・生徒氏名」、「学校名・障害教育部門・学年」、「作品名」、については、本アートプロジェクト展会場、アートキャラバン展会場で撮影された映像並びに以下イ及びウの事項に限り公表する。

イ 主催者側で撮影した出展作品の写真著作権は、主催者に帰属し、本アートプロジェクト展開催後、主催者によるアートプロジェクト展関連事業（広報・報告等）、特別支援学校の芸術教育推進事業及び障害者理解啓発に寄与する事業の目的に限り使用される。

ウ アートプロジェクト展会場で撮影した写真・映像が新聞・雑誌・関連ホームページに記載、また放映される。